

令和2年度に限り、認可外保育施設、一時預かり等のサービスも無償化の対象とすることができます。

対象となる施設は次のとおりです。

■認定こども園

みくに学園／くるみこども園／柏めぐみ園／柏の葉こども園
みくになかよしこども園／とみせ幼稚園／第二ますお幼稚園

⇒令和2年度中の利用分が対象

柏こぼと学園／くりの木幼稚園

⇒令和2年4月13日～同年5月中の利用分に限る。

■新制度未移行幼稚園、

南柏幼稚園／柏幼稚園／すみれ幼稚園／ますお幼稚園／吉田幼稚園
豊四季幼稚園／柏さくら幼稚園／沼南幼稚園／にしはら幼稚園
高柳台幼稚園／さかいね幼稚園／松葉幼稚園／きたかしわ幼稚園
風早幼稚園

⇒令和2年度中の利用分が対象

上記の施設については、新型コロナ禍の影響により、今年度の預かり保育が国の示す基準（年間200日以上の実施又は教育時間を含めて8時間以上の提供）を満たさないこととなりました。

このことから、**利用中の施設のほかに認可外保育施設や一時預かり等の無償化対象サービスを併用した分も償還払いの対象経費とすることができます（令和2年度に限り有効です。）**。

ただし、預かり保育の給付**上限額11,300円（月額）**の範囲内となりますのでご注意ください。

■認可外保育施設等の利用に係る給付額について

あくまで、預かり保育の給付**上限額11,300円（月額）**の範囲内となります。

【併用の場合】

- ・11,300円－預かり保育利用料＝認可外保育施設等給付可能額

【預かり保育を利用せずに認可外保育施設等のみを利用の場合】

- ・11,300円を上限（日額上限の設定はありません。）

裏面あり

注意

無償化対象施設として、所在地の市区町村が認めた施設以外の利用については、利用料の払い戻し対象とはなりません。